

川口市コミュニティバス再編（案）の意見を募集します

川口市コミュニティバス「みんななかまバス」は、市内全域における公共交通サービスの確保を目的に、少ない乗り換え回数で、市民生活上必要な拠点施設（市役所・支所、高齢者福祉施設、鉄道駅、拠点病院、大型商業施設等）への移動が可能となるコミュニティバスの運行を実現するとの考えのもと、平成14年11月から運行を開始しました。

現在のルートは、令和2年1月に見直しを行いましたが、見直しから5年以上が経過し、市民の皆様からルートの見直しや運行間隔の短縮等に関して、多くの要望が寄せられています。

一方で、近年、バス事業者において、慢性的な運転手不足が問題となっており、令和6年度に運転手の長時間労働を防ぐための告示改正が行われたことにより、人員不足が一層深刻化している状況です。

本市においても、運転手不足を理由とした路線バスの廃止や減便を伴うダイヤ改正が複数回行われており、対策を行わない場合はバスネットワークの維持自体が困難となる恐れがあることから、本市としても強い危機感を持っております。

こうした状況を踏まえ、路線バスを含めた市内全域のバスネットワークを維持するため、運行の効率化を図りつつ、併せて、利用者の利便性向上等の現状の課題解決を図ることを目的として、令和7年3月に「川口市コミュニティバス再編基本方針」（以下「再編基本方針」といいます。）を策定しました。

今年度は、「川口市交通体系将来構想推進会議バス部会」（以下「バス部会」といいます。）にて、再編基本方針に基づき、ルート再編に関する検討を進めているところでございますが、広く市民の皆様からの意見等を参考にするため、パブリック・コメント手続きを行うものです。

1 意見募集の対象

バス部会にて検討している、下表に示すルート再編（案）及び運行計画（案）について、市民の皆様からの意見を募集します。（路線図は、別紙をご参照ください。）

（1）ルート再編（案）

	路線名（仮称）・運行区間	運行距離	所要時間
A	【東内野循環】 東川口駅南口～東内野町会会館北～附島橋～東川口駅南口	12.73km	1周 45分程度
B	【東川口駅医療センター線】 東川口駅南口～川口市立医療センター	6.03km	往復 50分程度
C	【戸塚線】 東川口駅南口～戸塚安行駅	往：6.42km 復：6.59km	往復 50分程度
D	【前野宿循環】 川口市立医療センター～新井宿駅～前野宿～川口市立医療センター	9.42km	1周 45分程度
E	【安行循環】（実証路線）* 東川口駅南口～安行原団地～東川口駅南口	12.22km	1周 45分程度

* 安行循環については、現行のコミュニティバスの利用者数等を踏まえ、当面の間、実証路線として運行するものです。

(2) 運行計画 (案)

	現行（コミュニティバス）	再編後（協定バス）
運休日	日曜、祝日、休日、 年末年始（12/29～1/3）	運行事業者の路線バスと同一 (旧盆期間、年末年始は調整中)
運行間隔	概ね120分～210分間隔	概ね60分～70分間隔
運行時間帯	6時台～20時台	7時台～18時台（調整中）
運賃（大人）	1乗車100円の均一運賃制	運行事業者の路線バスと同一 (初乗り220円の対キロ区間運賃制*)
障害者割引	あり	あり
1日乗車券	利用不可	利用可
定期券	利用不可	利用可
高齢者向け 乗り放題バス	利用不可	利用可

* 国際興業株式会社における令和7年10月現在の運賃

【参考】現時点でのバス部会における検討状況は、下記のとおりです。

■運行方法

- ・運行の効率化を図るため、「路線バス」と「コミュニティバス」との区別を廃し、市内を運行するバスは、「路線バス」に統一する。
- ・再編後のルートは、バス事業者との協定に基づく路線バス、通称「協定バス」とする。

■ルート設定の考え方

- ・路線バスの運行が困難な地域や運行本数が少ない地域に集中させる。
- ・運行拠点を鉄道駅とする。
- ・バスの運行が可能な道路幅員を考慮する。
- ・運行間隔を概ね60分程度とする観点から、1便当たりの所要時間を45分程度とする。
- ・現行のコミュニティバスの利用者数を踏まえるとともに、医療施設や商業施設の利用を見込んだルートを設定する。

2 意見募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで

3 意見を提出できるかた等

- (1) 市内に住所を有するかた
- (2) 市内に事務所または事業所を有するかた
- (3) 市内の事務所または事業所に勤務するかた
- (4) 市内の学校に在学するかた
- (5) 本市に対して納税義務を有するかた
- (6) そのほか、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有するかた

4 意見の提出方法

以下の表に掲げる方法により、ご提出ください。

提出にあたり、書式の定めはありませんが、住所、氏名、電話番号（法人の場合は、事務所等の所在地、名称、電話番号）を必ず記入してください。

提出の方法	提出先
書面の持参	川口市役所 鳩ヶ谷庁舎 5階 都市計画部 都市交通対策室 (平日9時00分から16時30分まで)
郵送	〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1 川口市 都市計画部 都市交通対策室 あて (締切日当日消印有効)
FAX	048-285-2003
電子メール	120.03000@city.kawaguchi.saitama.jp

※注意事項

- (1) 個々の意見等には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 住所、氏名、電話番号等の不記載により、個人または法人の特定ができない場合は、無効といたします。
- (3) 電話や口頭での意見は、受付できません。
- (4) 意見については、個人情報を除き、すべて公表いたします。

5 担当

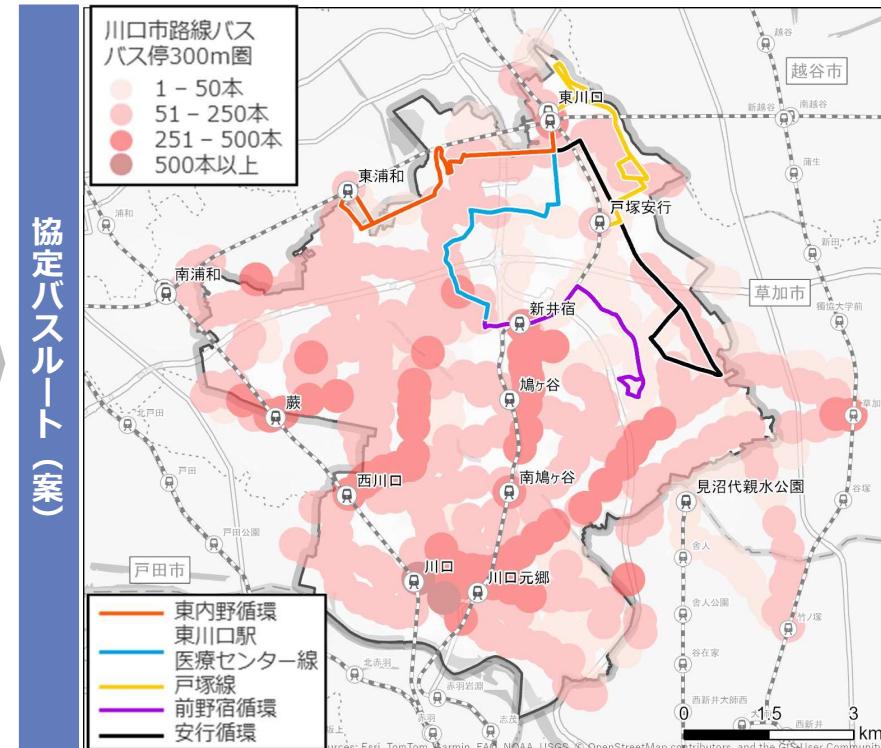
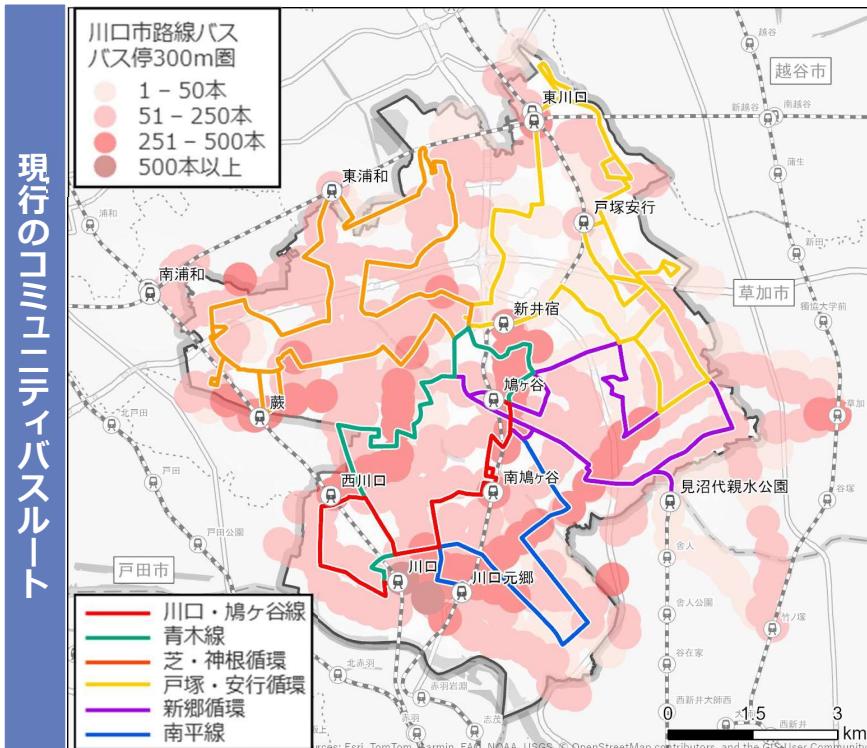
都市計画部 都市交通対策室

T E L 048-242-6350 (直通)

F A X 048-285-2003

電子メール 120.03000@city.kawaguchi.saitama.jp

【別紙】ルート再編（案）



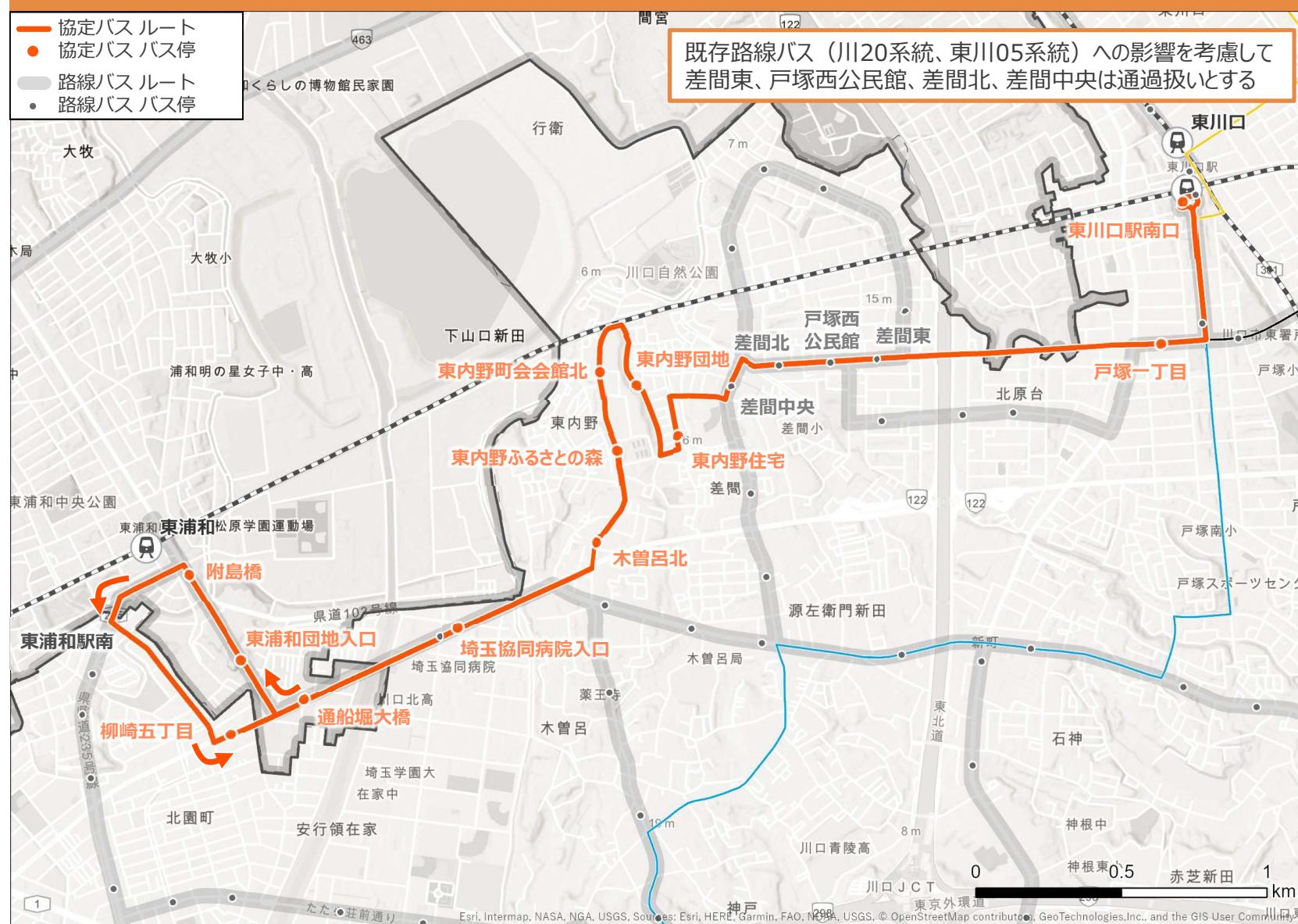
【別紙】ルート再編（案）



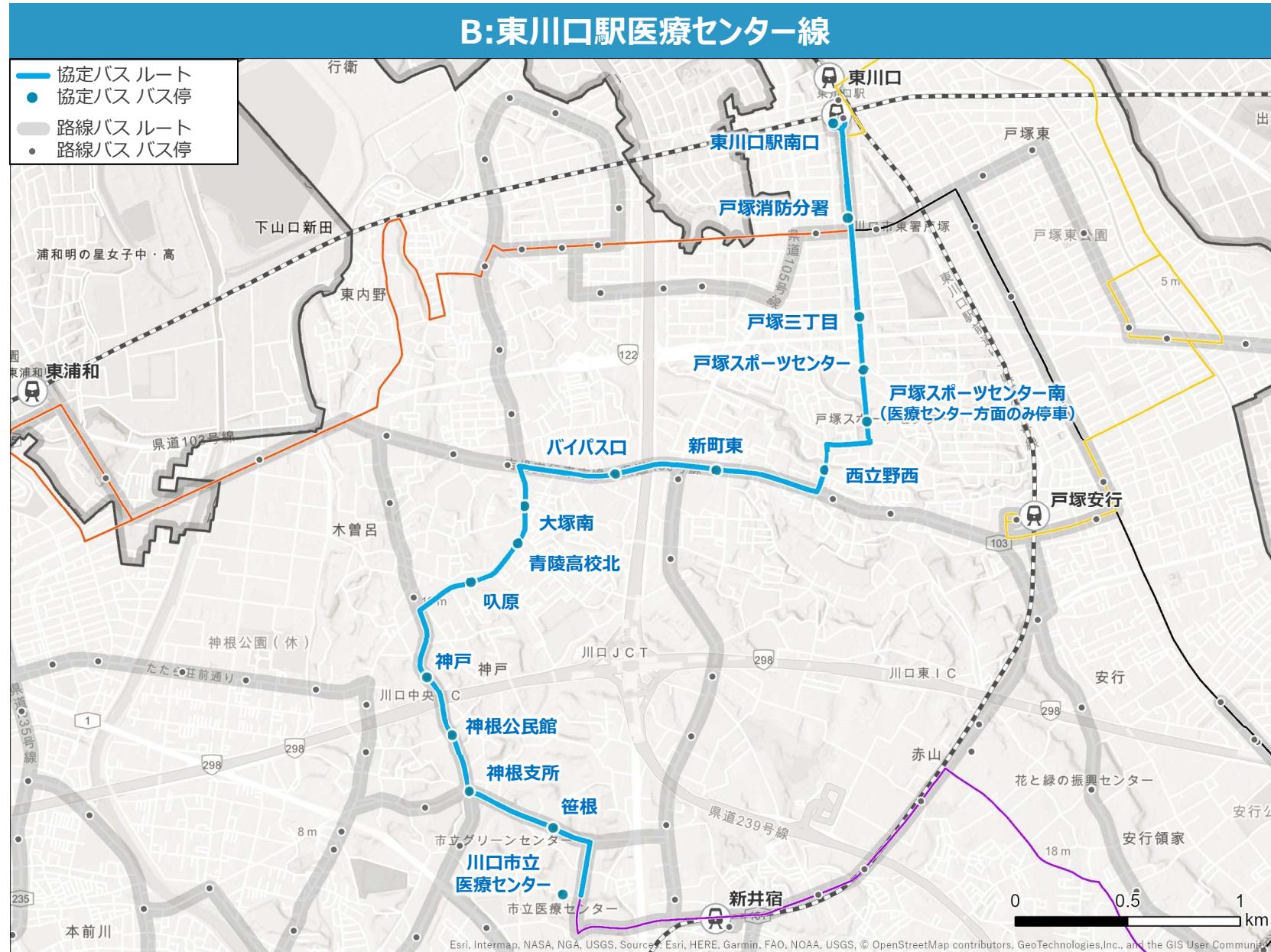
A: 東内野循環

- 協定バス ルート
 - 協定バス バス停
 - 路線バス ルート
 - 路線バス バス停

既存路線バス（川20系統、東川05系統）への影響を考慮して
差間東、戸塚西公民館、差間北、差間中央は通過扱いとする



【別紙】ルート再編（案）



【別紙】 ルート再編（案）



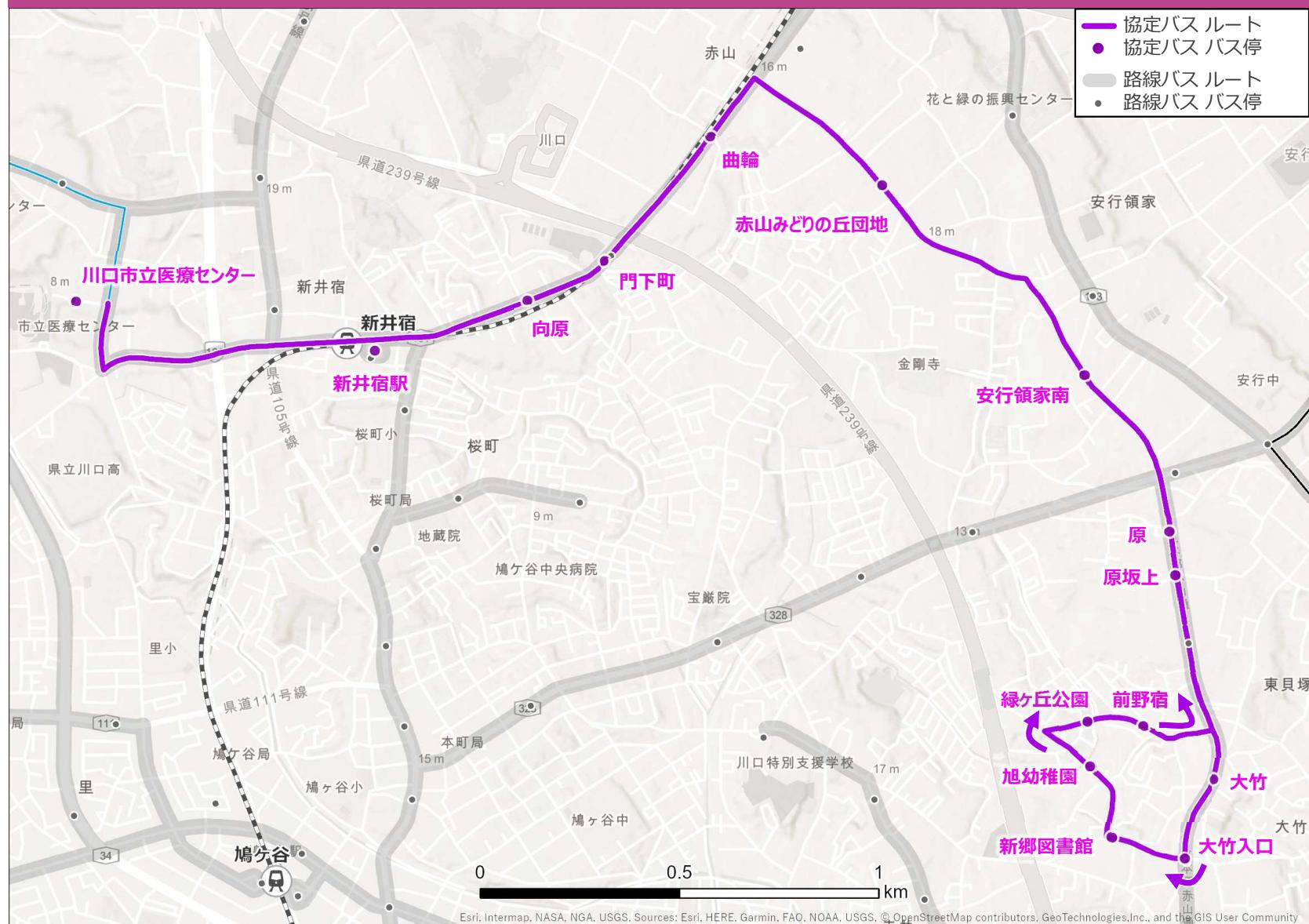
C:戸塚線



【別紙】ルート再編（案）



D:前野宿循環



【別紙】ルート再編（案）

